

こどもみらい住宅支援事業 よくあるご質問

事業全体

最終更新日 2022/4/25

No	分類	分類	質問	回答	更新日
1	事業全体	全般	グリーン住宅ポイント制度と何が違いますか	<p>本事業の新築は、子育て世帯または若者夫婦世帯に限定し、省エネ性能等を満たす新築住宅の取得を対象としています。</p> <p>リフォームは、すべての世帯や法人が発注者となる工事を対象としておりますが、断熱性能向上やエコ住宅設備設置等の省エネ改修を必須としており、対象工事には、子育て対応改修や、一定の性能を満たすエアコンの設置工事が追加になりました。</p> <p>また、本事業は、事務局に登録された事業者（建築事業者、販売事業者、施工業者）の申請に基づき、住宅の新築やリフォーム等の費用の一部を、ポイントではなく、現金で補助を行う事業です。</p>	2022/01/11
2	事業全体	予算	予定よりも早く事業が終了することはありますか、どのように周知されますか	<p>予算に達した時点で事業者登録や交付申請（予約含む）の受付を締め切る予定です。予算の執行状況については事務局ホームページ等でご案内する予定です。</p>	2022/01/11
3	事業全体	全般	他の補助金との併用は可能ですか	<p>原則として、本事業と補助対象が重複する国の他の補助制度との併用はできません。</p> <p>なお、地方公共団体の補助制度については、国費が充当されているものを除き、併用可能です。</p> <p>代表的な補助制度との併用可否については、各申請タイプ別のよくあるご質問をご確認ください。</p> <p>① 新築住宅について 住宅の本体工事の全部又は一部、住宅の取得を対象とする国の他の補助制度との併用はできません。</p> <p>② リフォームについて 住宅（外構含む）のリフォーム工事を対象とする国の他の補助制度との併用はできません。ただし、本事業で対象とするリフォーム工事の請負工事契約と、他の補助制度で対象とするリフォーム工事の請負工事契約が別である場合については、併用することができます。 （請負工事が別であることに加え、工期が別であることを併用可の要件とする補助制度もあります）</p>	2022/01/11
4	事業全体	交付申請完了報告	誰が申請手続きを行いますか	<p>本事業は、事務局に登録されたこどもみらい住宅事業者（建築事業者、販売事業者、施工業者）の申請手続きに基づき補助を行う事業です。</p> <p>住宅取得者やリフォーム発注者は、契約を締結した事業者を通じて本補助の還元を受けます。</p>	2022/01/11
5	事業全体	交付申請完了報告	交付申請に費用はかかりますか	<p>申請に必要な証明書類の準備に費用がかかります。</p> <p>交付申請そのものに費用は掛かりません。</p>	2022/01/11
6	事業全体	交付申請完了報告	交付申請の手続きについて、住宅事業者が消費者へ手数料を請求してもよいか	<p>請求する場合、金額や内訳等について両方で事前に合意し、トラブルにならないように留意してください。</p> <p>なお、同手続きによって報酬を受ける場合は、行政書士法の規定にご留意ください。</p>	2022/01/27
7	事業全体	還元方法	<p>リフォームで、還元方法を「現金で支払う方法」にした場合、方法に指定はありますか。</p> <p>銀行振込や事業者の独自ポイントでもよいですか</p>	<p>還元方法「現金で支払う方法」は、銀行振込を利用することをお勧めします。</p> <p>振込手数料の負担は双方で協議してください。</p> <p>なお、事業者の独自ポイントは現金にあたらなため、還元方法として指定できません。</p>	2022/01/11
8	事業全体	還元方法	<p>新築で、還元方法を、「契約に係る乙の甲に対する債務（最終支払いに限る。）に充当する方法」にした場合、最終支払いが補助額を下回る場合どうすればよいか</p>	<p>最終の手前の支払いで還元ください。</p> <p>還元する支払い方法については双方で協議してください。</p>	2022/04/25
9	事業全体	交付申請完了報告	交付申請の後、要件を満たさない事が判明した場合、どうなりますか	<p>交付決定の取り消しになります。</p> <p>補助金の交付が既に行われている場合、補助金の返還が必要です。</p> <p>なお、返還にあたっては所定の加算金が付される場合があります。</p> <p>速やかに事務局にご報告ください。</p>	2022/01/11
10	事業全体	契約	<p>原契約が2021年11月25日以前です。</p> <p>変更契約の締結日が2021年11月26日以降である場合、対象になりますか</p>	<p>対象外です。</p> <p>工事請負契約日や不動産売買契約日は、変更契約の時期によらず、原契約の締結日が2021年11月26日以降である場合のみ対象になります。</p>	2022/01/11

事業全体

最終更新日 2022/4/25

No	分類	分類	質問	回答	更新日
11	事業全体	契約	2021年11月25日以前に契約したものが対象とならないのはなぜですか	本事業は、2021年11月26日に予算案が閣議決定された令和3年度補正予算を活用して行う事業です。本事業を契機に省エネ住宅の取得や省エネリフォームの実施をしていただくことを目的としているため、2021年11月25日以前に契約がなされたものに遡って適用することはできません。	2022/01/27
12	事業全体	再申請	【新築】 交付決定された申請を、一度取り下げて、再申請を行うことはできますか（申請する補助額を変更したい）	できません。	2022/01/11
13	事業全体	再申請	【リフォーム】 交付決定された申請を、一度取り下げて、再申請を行うことはできますか（申請する補助額を変更したい）	できません。	2022/01/11
14	事業全体	確定申告	交付された補助金は課税対象になりますか	共同事業者が個人の場合、補助金は一時所得に該当するため、一定額以上は申告が必要です。 ただし、本補助金は、所得税法第42条第1項（国庫補助金等の総収入金額不算入）に規定する「国庫補助金等」に該当しますので、所定の手続きにより所得の参入から除外できる場合があります。  また、住宅ローン減税等を併用する場合、住宅の取得価格等から控除する必要があります。 詳しくは、税務署等にご確認ください。	2022/01/11